

## 令和3年度春季における都市緑化推進運動実施要綱

### 1 目的

国民が豊かさを実感できる緑豊かな生活環境を実現するためには、国、公共団体における公共施設の緑化等に加え、市民の広範な参加、協力を得て、市街地の大半を占める民有地の緑の確保を図ることが不可欠である。

平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において都市緑化等の推進は、実際の温室効果ガス吸収源対策だけでなく、国民にとって最も日常生活に身近な地球温暖化対策の趣旨の普及啓発にも大きな効果を発揮するものとして位置付けられている。

また、平成24年9月28日に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」においても、都市の生物多様性の確保を図るためには、緑地の保全とともに、都市公園や道路、下水道などの事業間連携による自然的環境の創出により、広域的視点に基づく、水と緑のネットワークの形成に加えて、民有地における建築物の屋上や壁面の緑化等、敷地内の緑化を推進することが必要とされている。

このため、緑の存在が新緑や色とりどりの花々によって鮮やかに意識される春季に、広く国民の参加と協力を得て、緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるための都市緑化推進運動を広く展開するものである。

### 2 期間

令和3年4月1日（木）～6月30日（水）とする。

### 3 主催

国土交通省、都道府県、市町村

### 4 テーマ

『花と緑のまちづくり』

## 5 実施内容

都市における緑の保全、創出、活用を市民の参加、協力のもとに推進するために、下記の事項を積極的に実施するものとする。なお、本運動における行事等の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域の感染状況や行事等の態様等を踏まえ、感染防止策を検討し、地域の実情に応じ、適切に判断するものとする。

- ①「みどりの日」（5月4日）、「みどりの月間」（4月15日～5月14日）行事の実施（※）  
「みどりの日」、「みどりの月間」の制定の趣旨を踏まえ、「みどり」にちなんだ行事を開催する。
- ②有料公園の無料開放  
国及び地方公共団体の設置する有料の都市公園について、「みどりの日」「みどりの月間」を中心として無料開放を行う。
- ③普及啓発活動の実施  
市民参加による緑のまちづくりを推進するため、緑に関するセミナー、シンポジウム、コンクール等の普及啓発活動を実施する。
- ④都市緑化基金等への募金活動の展開  
民有地における緑化活動を充実するため、都市緑化基金等への募金活動を展開する。
- ⑤みどりの愛護活動の実施  
公園緑地、河川、道路等においてみどりの愛護に関する活動を推進する。
- ⑥広報活動の実施  
広く市民の参加、協力を得るため、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得るとともに、パンフレット、ポスター、インターネット等の活用による広報活動を積極的に実施する。

（※）令和3年春に開催予定であった第32回全国「みどりの愛護」のつどいは、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、同年秋に開催を延期。